

業 績

業 績

令和4年度業績の概況

令和4年度の日本経済は、供給制約の緩和と経済活動の正常化を背景に、内需を中心に緩やかに持ち直してきました。一方、資源価格の高騰や、32年ぶりとなる円安水準が国内物価を押し上げる中、家計の負担増加が消費者心理の重しとなりました。

令和4年度のマーケットは、ウクライナ情勢の長期化や主要各国中央銀行による金融引締め、日銀による金融緩和政策の修正観測や米地銀の破綻に端を発した欧米の金融システム不安などが相場を動かす展開となりました。

また、長期金利は、世界的なインフレ懸念を背景に主要各国で金融引締めの動きが加速し、グローバルに金利が上昇する中、

国内においても金利上昇圧力が強まり日銀の変動幅上限を意識した水準で推移しました。12月の日銀金融政策決定会合にて金融緩和政策が修正されたことに加え、更なる追加修正への思惑から長期金利は一時0.545%まで急上昇しましたが、その後は米地銀の破綻や欧州大手銀行の信用不安によるリスク回避の動きから金利は低下し、期末の長期金利は0.320%となりました。

このような環境の中、「安定した利益還元」の実施に向け、役職員一丸となって事業運営に取り組んだ結果、以下の実績となりました。

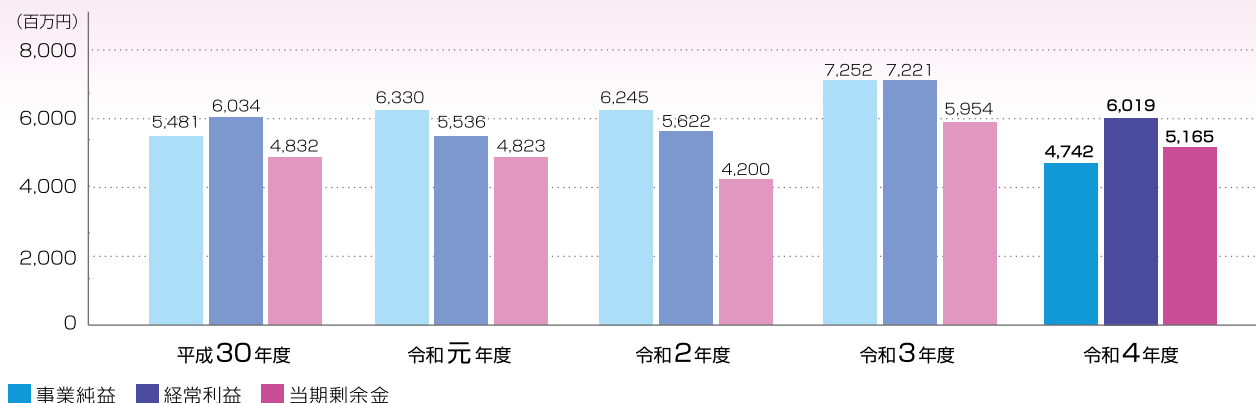
貯金等	JAから当会への預け金を中心に、前期末に比べ854億円減少し、期末残高は3兆9,025億円となりました。
貸出金	良質な貸出資産の積上げと営業基盤の拡大に取り組んだ結果、前期末に比べ104億円増加し、期末残高は4,781億円となりました。
有価証券	国債や社債を中心とした円債、外貨建外債等に分散投資を図りながら、安定的な収益確保を目指したポートフォリオの構築のため、前期末に比べ1,654億円減少し、期末残高は7,938億円(買入金銭債権・金銭の信託を含まず)となりました。
預け金	農林中金への預入れを中心に、前期末に比べ972億円減少し、期末残高は2兆6,392億円となりました。
損 益	安定的な利益積み上げを図るために、良質な貸出資産の積上げや市場動向を踏まえた有価証券運用を実践したほか、経費の削減等に努めた結果、経常利益は6,019百万円(前年度比△1,202百万円)、当期剰余金は5,165百万円(同△788百万円)となりました。

最近の5事業年度の主要な経営指標

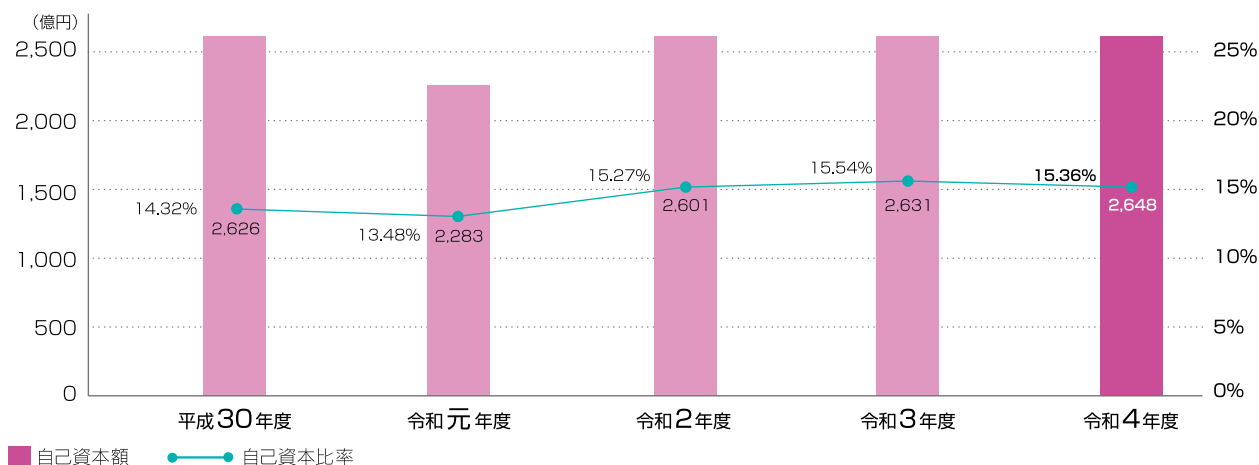
(単位：百万円、口)					
項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	41,291	39,662	39,036	41,852	52,381
事業純益	5,481	6,330	6,245	7,252	4,742
経常利益	6,034	5,536	5,622	7,221	6,019
当期剰余金	4,832	4,823	4,200	5,954	5,165
出資金 (出資口数)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)
純資産額	232,914	226,873	291,849	287,329	273,875
総資産額	4,466,131	4,509,663	4,509,088	4,472,499	4,233,495
貯金等残高	4,017,782	4,041,456	4,042,224	3,988,067	3,902,581
貸出金残高	442,771	473,697	475,297	467,683	478,127
有価証券残高	888,134	820,156	900,624	959,290	793,882
預け金残高	2,864,978	2,939,848	2,840,645	2,736,519	2,639,289
剰余金配当金額	3,035	3,959	3,138	3,502	3,105
普通出資配当額	770	770	770	770	770
第一種後配出資配当額	227	227	227	227	227
第二種後配出資配当額	500	985	1,000	1,000	1,000
事業分量配当額	1,537	1,976	1,139	1,503	1,107
職員数	267 名	271 名	262 名	269 名	271 名
単体自己資本比率	14.32%	13.48%	15.27%	15.54%	15.36%

※ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益の推移

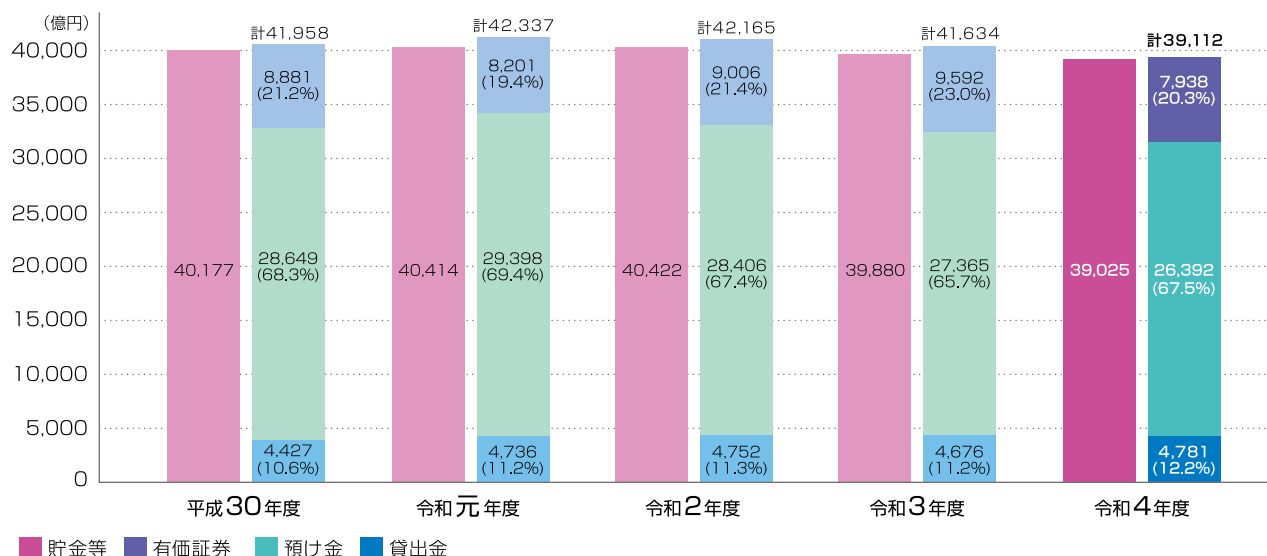


自己資本比率の推移



一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満（国内基準）のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、令和4年度の当会の自己資本比率は15.36%と発令基準である4%を大きく上回っています。

調達資金と運用資金の推移



※ () 内は運用資金の構成比です。

貸借対照表

(単位: 百万円)

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
〈資産の部〉		
現金	7,260	5,646
預け金	2,736,519	2,639,289
系統預け金	2,736,209	2,639,140
系統外預け金	310	148
買入金銭債権	9,832	7,294
金銭の信託	117,671	135,789
有価証券	959,290	793,882
国債	431,514	366,553
地方債	39,188	34,462
社債	77,435	93,384
外国証券	250,897	176,283
株式	14,375	14,635
受益証券	144,793	107,583
投資証券	1,086	979
貸出金	467,683	478,127
手形貸付	803	691
証書貸付	285,862	296,388
当座貸越	40,357	39,857
金融機関貸付	140,426	140,890
割引手形	234	299
その他資産	8,114	7,556
従業員貸付金	460	420
差入保証金	401	400
金融派生商品	－	41
仮払金	195	81
未収金	202	1,088
その他の資産	1,603	1,575
未収収益	3,423	3,053
前払費用	22	22
約定取引未決済為替貸	1,755	777
未決済為替貸	50	95
有形固定資産	1,535	1,437
建物	587	571
土地	691	691
リース資産	211	140
その他の有形固定資産	44	33
無形固定資産	581	420
ソフトウェア	581	420
その他の無形固定資産	0	0
外部出資	169,219	169,169
系統出資	167,152	167,152
系統外出資	1,986	1,986
子会社等出資	79	30
債務保証見返	2,170	2,010
貸倒引当金	△ 7,380	△ 7,128
資産の部合計	4,472,499	4,233,495

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
〈負債の部〉		
貯金	3,933,717	3,852,191
当座貯金	63,653	36,109
普通貯金	22,960	21,500
貯蓄貯金	0	0
別段貯金	383	185
定期貯金	3,846,191	3,793,850
定期積金	527	545
譲渡性貯金	54,349	50,389
債券貸借取引受入担保金	57,979	－
借入金	109,400	39,100
代理業務勘定	12	0
その他負債	9,520	3,777
給付補填備金	0	0
貸付留保金	57	40
未払法人税等	481	264
貯金利子諸税その他	17	18
従業員預り金	223	222
金融派生商品	5,965	745
仮受金	106	50
リース債務	179	111
資産除去債務	129	130
未払費用	2,189	2,104
前受収益	47	52
未決済為替借	124	37
諸引当金	8,458	8,188
相互援助積立金	7,024	6,724
賞与引当金	129	132
退職給付引当金	1,258	1,272
役員退職慰労引当金	46	58
繰延税金負債	9,560	3,962
債務保証	2,170	2,010
負債の部合計	4,185,169	3,959,620
〈純資産の部〉		
出資金	161,302	161,302
(うち後配出資金)	(122,758)	(122,758)
利益剰余金	97,535	99,198
利益準備金	48,126	49,326
その他利益剰余金	49,409	49,872
経営基盤安定化積立金	17,500	17,800
特別積立金	17,500	17,800
当期末処分剰余金	14,409	14,272
(うち当期剰余金)	(5,954)	(5,165)
会員資本合計	258,837	260,501
その他有価証券評価差額金	28,492	13,373
評価・換算差額等合計	28,492	13,373
純資産の部合計	287,329	273,875
負債及び純資産の部合計	4,472,499	4,233,495

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
経常収益	41,852	52,381
資金運用収益	27,221	26,612
貸出金利息	3,139	3,242
預け金利息	80	54
有価証券利息配当金	9,158	10,591
その他受入利息	14,841	12,724
(うち受取奨励金)	(12,796)	(11,353)
(うち受取特別配当金)	(1,989)	(1,331)
役務取引等収益	1,682	1,662
受入為替手数料	22	20
その他の受入手数料	1,660	1,642
その他事業収益	11,180	21,655
受取助成金	6	25
受取出資配当金	2,437	2,637
国債等債券売却益	1,193	7,284
外国為替売買益	7,542	11,706
その他経常収益	1,768	2,450
貸倒引当金戻入益	—	249
償却債権取立益	61	—
株式等売却益	299	829
金銭の信託運用益	1,319	1,285
その他の経常収益	87	85
経常費用	34,631	46,361
資金調達費用	19,521	18,658
貯金利息	88	86
譲渡性貯金利息	79	68
その他支払利息	19,353	18,503
(うち支払奨励金)	(19,342)	(18,493)
役務取引等費用	1,540	1,633
支払為替手数料	4	2
その他の支払手数料	1,534	1,628
その他の役務取引等費用	1	1
その他事業費用	7,792	21,080
国債等債券売却損	23	7,568
金融派生商品費用	7,768	13,512
経費	4,458	4,399
人件費	2,244	2,261
物件費	1,954	1,875
税金	258	262
その他経常費用	1,319	589
貸倒引当金繰入額	324	—
相互援助積立金繰入額	300	—
株式等償却	213	—
貸出金償却	—	0
株式等売却損	—	17
金銭の信託運用損	72	161
その他の経常費用	407	411
経常利益	7,221	6,019
特別損失	3	4
固定資産処分損	3	4
税引前当期利益	7,218	6,014
法人税、住民税及び事業税	1,364	746
法人税等調整額	△ 100	102
法人税等合計	1,264	849
当期剰余金	5,954	5,165
当期首繰越剰余金	8,455	9,107
当期末処分剰余金	14,409	14,272

業績

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
1 当期末処分剰余金	14,409	14,272
2 剰余金処分額	5,302	4,755
(1) 利益準備金	1,200	1,100
(2) 任意積立金	600	550
経営基盤安定化積立金	300	275
特別積立金	300	275
(3) 出資配当金	1,998	1,998
普通出資に対する配当金	770 (2.00%)	770 (2.00%)
第一種後配出資に対する配当金	227 (1.00%)	227 (1.00%)
第二種後配出資に対する配当金	1,000 (1.00%)	1,000 (1.00%)
(4) 事業分量配当金	1,503	1,107
3 次期繰越剰余金	9,107	9,517

- ※ 1. 経営基盤安定化積立金は、県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てることを目的としており、特別積立金の残高に達するまで積立てることとしています。
2. 事業分量配当金は、会員JAからお預けいただいた信連定期貯金(スーパー定期基準型)の平均残高に対して、次の配当率により算出した額です。
- 令和3年度 0.040%
- 令和4年度 0.030%

【令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)】	【令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)】																																
1. 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式 ・その他有価証券 時価のあるもの …… 原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) - 市場価格のない株式等 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>19年～65年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5年～20年</td></tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。 (8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。 (9) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。 <table> <tr> <td>破綻先</td><td>…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者</td></tr> <tr> <td>実質破綻先</td><td>…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者</td></tr> <tr> <td>破綻懸念先</td><td>…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td></tr> <tr> <td>要注意先</td><td>…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td></tr> <tr> <td>要管理先</td><td>…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者</td></tr> <tr> <td>正常先</td><td>…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td></tr> </table> 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。 要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。	建 物	19年～65年	その他	5年～20年	破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者	実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者	破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者	正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式 ・その他有価証券 …… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 <table> <tr> <td>建 物</td><td>19年～65年</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>5年～20年</td></tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については、零としております。 (8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (9) 引当金の計上方法 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。 <table> <tr> <td>破綻先</td><td>…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者</td></tr> <tr> <td>実質破綻先</td><td>…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者</td></tr> <tr> <td>破綻懸念先</td><td>…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td></tr> <tr> <td>要注意先</td><td>…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td></tr> <tr> <td>要管理先</td><td>…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者</td></tr> <tr> <td>正常先</td><td>…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td></tr> </table> 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。 要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。 予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。 すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。	建 物	19年～65年	その他	5年～20年	破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者	実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者	破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者	正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
建 物	19年～65年																																
その他	5年～20年																																
破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者																																
実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者																																
破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者																																
要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者																																
要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者																																
正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者																																
建 物	19年～65年																																
その他	5年～20年																																
破綻先	…… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者																																
実質破綻先	…… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者																																
破綻懸念先	…… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者																																
要注意先	…… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者																																
要管理先	…… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者																																
正常先	…… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者																																

②相互援助積立金 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しています。 ③賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。 ④退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。 ⑤役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。 (10) ヘッジ会計の方法 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用してあり、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。	②相互援助積立金 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。 ③賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。 ④退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (10) ヘッジ会計の方法 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用してあり、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っております。
2. 会計方針の変更に関する事項 (1) 収益認識に関する会計基準等の適用 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を当年度の期首から適用し、約束手形又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。 これによる当年度の損益に与える影響はありません。 (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過措置に取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。 これによる当年度の計算書類への影響はありません。	2. 会計方針の変更に関する事項 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当年度の計算書類への影響はありません。
3. 会計上の見積りに関する事項 (1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,380 百万円 (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報 ①見積金額の算出に用いた仮定 当年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴うまん延防止等重点措置の適用による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。 ②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を定許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。 ③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。	3. 会計上の見積りに関する事項 (1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,128 百万円 (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報 ①見積金額の算出に用いた仮定 当年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が一定程度懸念されますが、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。 ②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「1 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を定許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。 ③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する事項	4. 貸借対照表に関する事項																																
(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,612 百万円です。 (2) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>144,294 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金</td><td>20,000 百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>借入金</td><td>109,400 百万円</td></tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td><td>57,979 百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金 14 百万円が含まれています。 (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 86,491 百万円含まれています。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は 579 百万円です。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は 760 百万円です。 (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>2 百万円</td></tr> <tr> <td>危険債権額</td><td>7,634 百万円</td></tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td><td>0 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td><td>0 百万円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>7,636 百万円</td></tr> </table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (表示方法の変更) 令和 2 年 12 月 23 日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和 4 年 3 月 31 日施行) (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は 234 百万円です。 (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 126,811 百万円です。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 55,747 百万円が含まれています。	有価証券	144,294 百万円	貸出金	20,000 百万円	借入金	109,400 百万円	債券貸借取引受入担保金	57,979 百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2 百万円	危険債権額	7,634 百万円	三月以上延滞債権額	0 百万円	貸出条件緩和債権額	0 百万円	合計額	7,636 百万円	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,670 百万円です。 (2) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>32,520 百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>借入金</td><td>39,100 百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れております。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金 13 百万円が含まれております。 (3) 子会社等に対する金銭債権の総額は 0 百万円です。 (4) 子会社等に対する金銭債務の総額は 190 百万円です。 (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。 (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>危険債権額</td><td>7,610 百万円</td></tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td><td>－ 百万円</td></tr> <tr> <td>合計額</td><td>7,610 百万円</td></tr> </table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (8) 割引手形は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 299 百万円です。 (9) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 160,491 百万円です。 (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 55,747 百万円が含まれております。	有価証券	32,520 百万円	借入金	39,100 百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－ 百万円	危険債権額	7,610 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	－ 百万円	合計額	7,610 百万円
有価証券	144,294 百万円																																
貸出金	20,000 百万円																																
借入金	109,400 百万円																																
債券貸借取引受入担保金	57,979 百万円																																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2 百万円																																
危険債権額	7,634 百万円																																
三月以上延滞債権額	0 百万円																																
貸出条件緩和債権額	0 百万円																																
合計額	7,636 百万円																																
有価証券	32,520 百万円																																
借入金	39,100 百万円																																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－ 百万円																																
危険債権額	7,610 百万円																																
三月以上延滞債権額	－ 百万円																																
貸出条件緩和債権額	－ 百万円																																
合計額	7,610 百万円																																
5. 損益計算書に関する事項	5. 損益計算書に関する事項																																
(1) 子会社等との取引による収益総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>19 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> (2) 子会社等との取引による費用総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>829 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 21 百万円です。	うち事業取引高	19 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円	うち事業取引高	829 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円	(1) 子会社等との取引による収益総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>12 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> なお、収益総額には静岡コープサービス㈱との令和 4 年 11 月 30 日までの取引額 11 百万円が含まれています。 (2) 子会社等との取引による費用総額 <table> <tr> <td>うち事業取引高</td><td>663 百万円</td></tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 百万円</td></tr> </table> なお、費用総額には静岡コープサービス㈱との令和 4 年 11 月 30 日までの取引額 375 百万円が含まれています。 (3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は 2 百万円です。	うち事業取引高	12 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円	うち事業取引高	663 百万円	うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																
うち事業取引高	19 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																
うち事業取引高	829 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																
うち事業取引高	12 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																
うち事業取引高	663 百万円																																
うち事業取引以外の取引高	－ 百万円																																

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、静岡県を事業区域として、ＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡ、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券です。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ＡＬＭ委員会において対応方向を協議・決定しています。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ＡＬＭ委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会にて決定した方針に則り、余剰金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ＡＬＭ委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受け

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、静岡県を事業区域として、ＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡ、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っております。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券です。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはＡＬＭの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しております。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っております。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しております。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ＡＬＭ委員会において対応方向を協議・決定しております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しております。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ＡＬＭ委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しております。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ＡＬＭ委員会及び理事会等に報告しております。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っております。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会にて決定した方針に則り、余剰金運用規程等に基づいて行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ＡＬＭ委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受け

る主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)」に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、85,904百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位: 百万円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	2,736,519	2,736,572	53
買入金銭債権	9,832	9,827	△ 5
満期保有目的 金銭の信託	9,832	9,827	△ 5
運用目的の金銭の信託	117,671	117,671	—
その他の金銭の信託	1,864	1,864	—
有価証券	115,807	115,807	—
満期保有目的の債券	959,290	964,967	5,677
その他有価証券	103,834	109,511	5,677
貸出金	855,456	855,456	—
貸倒引当金	468,144	—	—
貸倒引当金控除後	△ 7,343	—	—
資産計	460,800	463,835	3,035
負債計	4,284,114	4,292,874	8,759
貯金	3,988,067	3,988,140	73
借入金	109,400	109,400	—
債券貸借取引受入担保金	57,979	57,979	—
負債計	4,155,446	4,155,520	73

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,965)	(5,965)	—
デリバティブ取引計	(5,965)	(5,965)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金460百万円を含めています。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金54,349百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

る主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)」に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、70,346百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位: 百万円)			
科 目	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	2,639,289	2,639,034	△ 255
買入金銭債権	7,294	7,291	△ 3
満期保有目的 金銭の信託	7,294	7,291	△ 3
運用目的の金銭の信託	135,789	135,789	—
その他の金銭の信託	1,804	1,804	—
有価証券	133,985	133,985	—
満期保有目的の債券	793,882	798,740	4,857
その他有価証券	84,886	89,744	4,857
貸出金	708,995	708,995	—
貸倒引当金	478,127	—	—
貸倒引当金控除後	△ 7,095	—	—
資産計	471,031	472,472	1,440
負債計	4,047,289	4,053,328	6,039
貯金	3,902,581	3,902,269	△ 311
借入金	39,100	39,077	△ 22
負債計	3,941,681	3,941,347	△ 334

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(703)	(703)	—
デリバティブ取引計	(703)	(703)	—

- (注) 1. その他有価証券には「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額の時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金50,389百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主の上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 令和元年 7 月 4 日）第 26 項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は 169.219 百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

なお、外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主の上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-3 項及び第 24-9 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。

③ 市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は 169.169 百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

- （注） 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 2020 年 3 月 31 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 前年度および当年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 14 号 2022 年 10 月 28 日）第 132 項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,736,519	—	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	39,685	47,780	75,301
満期保有目的の債券	29,385	4,587	7,287
その他有価証券のうち満期があるもの	10,300	43,193	68,014
貸出金	106,989	65,739	44,929
合 計	2,883,195	113,520	120,230

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	—	9,832
満期保有目的	—	—	9,832
有価証券	42,033	52,806	523,460
満期保有目的の債券	5,987	87	54,780
その他有価証券のうち満期があるもの	36,046	52,719	468,680
貸出金	44,765	36,615	168,644
合 計	86,798	89,421	701,937

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越40,357百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,932,749	552	362
譲渡性貯金	54,349	—	—
借入金	70,300	24,400	14,700
債券貸借取引受入担保金	57,979	—	—
合 計	4,115,378	24,952	15,062

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	30	22	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—
合 計	30	22	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,619,289	20,000	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	32,439	58,608	32,725
満期保有目的の債券	4,587	7,287	5,987
その他有価証券のうち満期があるもの	27,852	51,321	26,738
貸出金	120,451	58,034	53,322
合 計	2,772,181	136,643	86,047

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	830	6,464
満期保有目的	—	830	6,464
有価証券	44,247	54,809	450,398
満期保有目的の債券	87	5,587	59,793
その他有価証券のうち満期があるもの	44,160	49,222	390,605
貸出金	40,799	44,898	160,620
合 計	85,047	100,538	617,483

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越39,857百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,851,460	450	255
譲渡性貯金	50,049	340	—
借入金	24,400	14,700	—
合 計	3,925,910	15,490	255

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	25	0	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
合 計	25	0	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864
	地方債	19,174	19,635	460
	社債	30,409	30,743	333
	その他	5,567	5,594	26
	小計	103,801	109,487	5,685
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,865	9,850	△ 14
	小計	9,865	9,850	△ 14
合 計		113,666	119,338	5,671

7. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	56,101	60,479	4,378
	地方債	9,379	9,729	350
	社債	16,806	16,938	132
	その他	1,269	1,273	3
	小計	83,556	88,421	4,864
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	8,625	8,614	△ 10
	小計	8,625	8,614	△ 10
合 計		92,181	97,035	4,853

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116
	債券	421,588	396,060	25,528
	国債	255,588	243,613	11,975
	地方債	—	—	—
	社債	10,427	10,392	35
	その他	155,572	142,054	13,517
	その他	99,818	78,710	21,108
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小計	533,338	481,585	51,752
	株式	2,444	2,775	△ 331
	債券	273,611	283,184	△ 9,572
	国債	127,275	131,584	△ 4,309
	地方債	20,013	20,287	△ 274
	社債	36,598	36,700	△ 101
	その他	89,724	94,611	△ 4,886
合 計	その他	46,061	49,552	△ 3,491
	小計	322,117	335,512	△ 13,394
合 計		855,456	817,098	38,358

(注) 上記差額合計から繰延税金負債10,427百万円を差引いた金額27,930百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)				
科 目	売却額	売却益	売却損	
株 式	164	6	—	
債 券	149,106	1,161	—	
そ の 他	7,136	293	—	
合 計	156,407	1,460	—	

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)としています。

当年度における減損処理額は、213百万円(うち、株式213百万円)です。
なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行ってあります。

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	12,342	6,855	5,487
	債券	230,977	211,279	19,697
	国債	118,886	110,507	8,378
	地方債	—	—	—
	社債	17,947	17,891	56
	その他	94,142	82,880	11,262
	その他	61,900	44,692	17,208
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	小計	305,220	262,827	42,393
	株式	2,292	2,559	△ 267
	債券	354,819	373,127	△ 18,307
	国債	191,565	203,572	△ 12,007
	地方債	25,083	25,855	△ 772
	社債	58,630	58,960	△ 330
	その他	79,540	84,738	△ 5,197
合 計	その他	46,663	51,918	△ 5,255
	小計	403,774	427,605	△ 23,830
合 計		708,995	690,433	18,562

(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,006百万円を差引いた金額13,555百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)				
科 目	売却額	売却益	売却損	
株 式	415	156	17	
債 券	277,942	7,267	7,433	
そ の 他	10,895	588	—	
合 計	289,253	8,012	7,450	

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)としております。

なお、当年度において減損処理は行っておりません。

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,864 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)					
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債210百万円を差引いた金額額561百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,804 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	— 百万円

(2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)					
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	133,985	134,236	△ 250	3,171	△ 3,422

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

9. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位: 百万円)					
ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	為替予約	その他 有価証券	105,414	—	△ 5,965

9. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位: 百万円)					
ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方法	為替予約	その他 有価証券	40,197	—	△ 703

10. 退職給付に関する事項	10. 退職給付に関する事項																																																																																								
(1) 退職給付 ①採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています）を設けています。 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。 ②確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>1,204 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>167 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 33 百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>△ 80 百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>1,258 百万円</td></tr> </table> b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>2,387 百万円</td></tr> <tr> <td>共済会積立額</td><td>△ 1,129 百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>1,258 百万円</td></tr> </table> c 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>167 百万円</td></tr> </table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。 また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は291百万円です。	期首における退職給付引当金	1,204 百万円	退職給付費用	167 百万円	退職給付の支払額	△ 33 百万円	制度への拠出額	△ 80 百万円	期末における退職給付引当金	1,258 百万円	積立型制度の退職給付債務	2,387 百万円	共済会積立額	△ 1,129 百万円		1,258 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	167 百万円	(1) 退職給付 ①採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しております）を設けております。 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ②確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table> <tr> <td>期首における退職給付引当金</td><td>1,258 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>168 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td><td>△ 72 百万円</td></tr> <tr> <td>制度への拠出額</td><td>△ 80 百万円</td></tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td><td>1,272 百万円</td></tr> </table> b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表 <table> <tr> <td>積立型制度の退職給付債務</td><td>2,459 百万円</td></tr> <tr> <td>共済会積立額</td><td>△ 1,186 百万円</td></tr> <tr> <td></td><td>1,272 百万円</td></tr> </table> c 退職給付に関連する損益 <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>168 百万円</td></tr> </table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。 また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は256百万円です。	期首における退職給付引当金	1,258 百万円	退職給付費用	168 百万円	退職給付の支払額	△ 72 百万円	制度への拠出額	△ 80 百万円	期末における退職給付引当金	1,272 百万円	積立型制度の退職給付債務	2,459 百万円	共済会積立額	△ 1,186 百万円		1,272 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	168 百万円																																																				
期首における退職給付引当金	1,204 百万円																																																																																								
退職給付費用	167 百万円																																																																																								
退職給付の支払額	△ 33 百万円																																																																																								
制度への拠出額	△ 80 百万円																																																																																								
期末における退職給付引当金	1,258 百万円																																																																																								
積立型制度の退職給付債務	2,387 百万円																																																																																								
共済会積立額	△ 1,129 百万円																																																																																								
	1,258 百万円																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	167 百万円																																																																																								
期首における退職給付引当金	1,258 百万円																																																																																								
退職給付費用	168 百万円																																																																																								
退職給付の支払額	△ 72 百万円																																																																																								
制度への拠出額	△ 80 百万円																																																																																								
期末における退職給付引当金	1,272 百万円																																																																																								
積立型制度の退職給付債務	2,459 百万円																																																																																								
共済会積立額	△ 1,186 百万円																																																																																								
	1,272 百万円																																																																																								
簡便法で計算した退職給付費用	168 百万円																																																																																								
11. 税効果会計に関する事項	11. 税効果会計に関する事項																																																																																								
(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>1,640 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金償却超過額</td><td>2 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>35 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>343 百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>1,917 百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td><td>102 百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>88 百万円</td></tr> <tr> <td>未払奨励金</td><td>425 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>279 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,836 百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△ 3,758 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>1,078 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 10,638 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 10,638 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 9,560 百万円 (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.3 %</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.2 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 5.3 %</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△ 5.7 %</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.1 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>1.0 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△ 0.0 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>17.5 %</td></tr> </table>	貸倒引当金超過額	1,640 百万円	貸出金償却超過額	2 百万円	賞与引当金超過額	35 百万円	退職給付引当金超過額	343 百万円	相互援助積立金超過額	1,917 百万円	有価証券有税償却額	102 百万円	未払事業税	88 百万円	未払奨励金	425 百万円	その他	279 百万円	繰延税金資産小計	4,836 百万円	評価性引当額	△ 3,758 百万円	繰延税金資産合計 (A)	1,078 百万円	その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 10,638 百万円	法定実効税率 (調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.3 %	事業分量配当金	△ 5.7 %	住民税均等割等	0.1 %	評価性引当額の増減	1.0 %	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5 %	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等 繰延税金資産 <table> <tr> <td>貸倒引当金超過額</td><td>1,570 百万円</td></tr> <tr> <td>貸出金償却超過額</td><td>5 百万円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金超過額</td><td>36 百万円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>347 百万円</td></tr> <tr> <td>相互援助積立金超過額</td><td>1,835 百万円</td></tr> <tr> <td>有価証券有税償却額</td><td>102 百万円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>48 百万円</td></tr> <tr> <td>未払奨励金</td><td>420 百万円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>299 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>4,665 百万円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△ 3,690 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>975 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>△ 4,938 百万円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>△ 4,938 百万円</td></tr> </table> 繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 3,962 百万円 (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因 <table> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td><td>27.3 %</td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>0.3 %</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△ 7.4 %</td></tr> <tr> <td>事業分量配当金</td><td>△ 5.0 %</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>0.1 %</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△ 1.1 %</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△ 0.0 %</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>14.1 %</td></tr> </table>	貸倒引当金超過額	1,570 百万円	貸出金償却超過額	5 百万円	賞与引当金超過額	36 百万円	退職給付引当金超過額	347 百万円	相互援助積立金超過額	1,835 百万円	有価証券有税償却額	102 百万円	未払事業税	48 百万円	未払奨励金	420 百万円	その他	299 百万円	繰延税金資産小計	4,665 百万円	評価性引当額	△ 3,690 百万円	繰延税金資産合計 (A)	975 百万円	その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円	繰延税金負債合計 (B)	△ 4,938 百万円	法定実効税率 (調整)	27.3 %	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.4 %	事業分量配当金	△ 5.0 %	住民税均等割等	0.1 %	評価性引当額の増減	△ 1.1 %	その他	△ 0.0 %	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %
貸倒引当金超過額	1,640 百万円																																																																																								
貸出金償却超過額	2 百万円																																																																																								
賞与引当金超過額	35 百万円																																																																																								
退職給付引当金超過額	343 百万円																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,917 百万円																																																																																								
有価証券有税償却額	102 百万円																																																																																								
未払事業税	88 百万円																																																																																								
未払奨励金	425 百万円																																																																																								
その他	279 百万円																																																																																								
繰延税金資産小計	4,836 百万円																																																																																								
評価性引当額	△ 3,758 百万円																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	1,078 百万円																																																																																								
その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	△ 10,638 百万円																																																																																								
法定実効税率 (調整)	27.3 %																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.3 %																																																																																								
事業分量配当金	△ 5.7 %																																																																																								
住民税均等割等	0.1 %																																																																																								
評価性引当額の増減	1.0 %																																																																																								
その他	△ 0.0 %																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5 %																																																																																								
貸倒引当金超過額	1,570 百万円																																																																																								
貸出金償却超過額	5 百万円																																																																																								
賞与引当金超過額	36 百万円																																																																																								
退職給付引当金超過額	347 百万円																																																																																								
相互援助積立金超過額	1,835 百万円																																																																																								
有価証券有税償却額	102 百万円																																																																																								
未払事業税	48 百万円																																																																																								
未払奨励金	420 百万円																																																																																								
その他	299 百万円																																																																																								
繰延税金資産小計	4,665 百万円																																																																																								
評価性引当額	△ 3,690 百万円																																																																																								
繰延税金資産合計 (A)	975 百万円																																																																																								
その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円																																																																																								
繰延税金負債合計 (B)	△ 4,938 百万円																																																																																								
法定実効税率 (調整)	27.3 %																																																																																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.4 %																																																																																								
事業分量配当金	△ 5.0 %																																																																																								
住民税均等割等	0.1 %																																																																																								
評価性引当額の増減	△ 1.1 %																																																																																								
その他	△ 0.0 %																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %																																																																																								

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	107	45

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員10名、理事5名、監事3名です(期中に退任した者を含む)。
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、信連役員報酬審議会(構成：当会の会員JAから選出された委員11人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員及び理事については経営管理委員会、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当するものはありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和4年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
4. 令和4年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

貯金計数

科目別貯金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
流動性貯金	62,892 (1.5%)	63,585 (1.6%)	693
定期性貯金	3,983,706 (97.1%)	3,905,229 (97.1%)	△ 78,476
その他の貯金	1,132 (0.0%)	1,063 (0.0%)	△ 69
計	4,047,731 (98.7%)	3,969,879 (98.7%)	△ 77,852
譲渡性貯金	53,893 (1.3%)	51,041 (1.3%)	△ 2,852
合 計	4,101,625 (100.0%)	4,020,920 (100.0%)	△ 80,705

- ※ 1.()内は構成比です。
 2. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
定期貯金	3,846,191 (100.0%)	3,793,850 (100.0%)	△ 52,341
うち固定金利定期	3,846,191 (100.0%)	3,793,850 (100.0%)	△ 52,341
うち変動金利定期	－ (－ %)	－ (－ %)	－

- ※ 1.()内は構成比です。
 2. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金計数

科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
手形貸付	823	702	△ 120
証書貸付	287,330	290,839	3,509
当座貸越	36,902	38,086	1,184
割引手形	243	284	41
金融機関貸付	140,978	137,001	△ 3,976
合 計	466,277	466,914	637

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
固定金利貸出	298,199 (63.8%)	313,093 (65.5%)	14,893
変動金利貸出	169,483 (36.2%)	165,033 (34.5%)	△ 4,450
合 計	467,683 (100.0%)	478,127 (100.0%)	10,443

- ※ ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	842	777	△ 65
有価証券	2	149	147
動産	—	—	—
不動産	9,899	9,091	△ 808
その他担保物	28	25	△ 3
小 計	10,773	10,043	△ 729
農業信用基金協会保証	223	199	△ 23
その他保証	1,769	2,350	580
小 計	1,992	2,550	557
信用	454,917	465,533	10,615
合 計	467,683	478,127	10,443

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	636	428	△ 208
その他担保物	—	—	—
小 計	636	428	△ 208
信用	1,534	1,581	47
合 計	2,170	2,010	△ 160

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
設備資金	31,506 (6.7%)	30,203 (6.3%)	△ 1,302
運転資金	436,177 (93.3%)	447,923 (93.7%)	11,746
合 計	467,683 (100.0%)	478,127 (100.0%)	10,443

※ ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	1,879 (0.4%)	1,743 (0.4%)	△ 136
林業	— (—)	— (—)	—
水産業	— (—)	— (—)	—
製造業	59,866 (12.8%)	58,583 (12.3%)	△ 1,283
鉱業	2,460 (0.5%)	2,460 (0.5%)	—
建設業	7,857 (1.7%)	9,753 (2.0%)	1,895
電気・ガス・熱供給・水道業	14,545 (3.1%)	18,221 (3.8%)	3,676
運輸・通信業	35,214 (7.5%)	35,416 (7.4%)	202
卸売・小売・飲食業	36,912 (7.9%)	37,436 (7.8%)	524
金融・保険業	159,056 (34.0%)	157,220 (32.9%)	△ 1,835
不動産業	41,413 (8.9%)	43,958 (9.2%)	2,544
サービス業	108,275 (23.2%)	113,172 (23.7%)	4,896
地方公共団体	— (—)	— (—)	—
その他	201 (0.0%)	159 (0.0%)	△ 41
合 計	467,683 (100.0%)	478,127 (100.0%)	10,443

※ ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
農業	4,318	5,232	913
穀作	8	4	△ 4
野菜・園芸	846	923	76
果樹・樹園農業	125	207	81
工芸作物	232	244	11
養豚・肉牛・酪農	117	109	△ 8
養鶏・養卵	310	54	△ 255
養蚕	—	—	—
その他農業	2,677	3,689	1,011
農業関連団体等	2,115	2,421	306
合 計	6,434	7,654	1,220

- ※ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含みます。
3. 「農業関連団体等」には、JA・専門農協及び経済連等の連合会とその子会社等を含みます。

2. 資金種類別

① 貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
プロパー資金	4,314	5,672	1,358
農業制度資金	2,119	1,982	△ 137
農業近代化資金	2,119	1,982	△ 137
その他制度資金	—	—	—
合 計	6,434	7,654	1,220

- ※ 1. プロパー資金とは、制度資金を除く、当会原資の資金をご融資している貸出金で、JAアグリマイティー資金等が該当します。
2. 農業制度資金は、以下の制度資金が該当します。
① 地方公共団体から原資を借入れ、当会がお客さまに転貸してご融資する資金
② 地方公共団体等が利子補給等を行うことで当会が低利でご融資する資金
なお、日本政策金融公庫がお客さまに直接ご融資する資金は含んでいません。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）・農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

② 受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
日本政策金融公庫資金	10,840	10,291	△ 549

- ※ 日本政策金融公庫が原資の資金を当会経由にて農業者等にご融資している貸出金で、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）や農業基盤整備資金等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和3年度					
一般貸倒引当金	1,153	1,166	－	1,153	1,166
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213
合 計	7,076	7,361	21	7,036	7,380
令和4年度					
一般貸倒引当金	1,166	990	－	1,166	990
個別貸倒引当金	6,213	6,119	2	6,192	6,138
合 計	7,380	7,109	2	7,359	7,128

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度
貸出金償却額	—	0

開示基準別の分類・保全状況

(単位: 百万円)

資産査定結果(債務者区分別) 対象: 総与信					リスク管理債権及び金融再生法に基づく資産査定結果 対象: リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権 (ただし、要管理債権は貸出金のみ)				
債務者区分 与信残高	分 類				債権区分 与信残高	担保・保証 による保全額	貸倒 引当額	保全額	保全率
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先	—	—	—	— (—)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	—	—	—	—
実質破綻先	—	—	—	— (—)	—	—	—	—	—
破綻懸念先	7,610	122	1,321	6,167 (6,119)	危険債権	7,610	1,443	6,119	99.38%
要注意先 11,545	要管理先 —	—	—	—	要管理債権 (貸出金のみ)	—	—	—	—
	その他の 要注意先 11,545	356	11,188	—	三月以上延滞債権 条件緩和債権	—	—	—	—
正常先	461,127	461,127	—	—	(小計)	7,610	1,443	6,119	99.38%
その他	—	—	—	—	正常債権	472,672	—	—	—
合 計	480,283	461,605	12,510	6,167 (6,119)	合 計	480,282	—	—	—

金融再生法に基づく
開示債権に占める
不良債権の割合
1.58%

- ※ 1. 総与信とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・未収金・貸出に準ずる仮払金・債務保証見返勘定)です。
2. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権とは、貸出金・貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定です。
3. 資産査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する個別貸倒引当額です。
4. 当会の与信残高は、部分直接償却実施後の残高であり、破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額について個別貸倒引当金を計上しています。

リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位: 百万円)

債権区分	債権残高 (A)	保全額			保全率 (D) / (A)
		担保等の保全額 (B)	貸倒引当金 (C)	合 計 (D) = (B) + (C)	
令和3年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2	－	2	2	100.00%
危険債権	7,634	1,384	6,192	7,576	99.24%
要管理債権(貸出金のみ)	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－
計	7,636	1,384	6,195	7,579	99.25%
正常債権	462,352				
合 計	469,989				
令和4年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	－	－	－	－	－
危険債権	7,610	1,443	6,119	7,563	99.38%
要管理債権(貸出金のみ)	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－
計	7,610	1,443	6,119	7,563	99.38%
正常債権	472,672				
合 計	480,282				

- ※ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

該当する取引はありません。

用語解説

債務者区分

- ▶ **破綻先**
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
- ▶ **実質破綻先**
破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- ▶ **破綻懸念先**
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者
- ▶ **要注意先**
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- ▶ **要管理先**
要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
- ▶ **正常先**
業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ▶ **その他**
国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権

リスク管理債権及び金融再生法開示債権区分に基づく区分

- ▶ **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ▶ **危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ▶ **要管理債権**
三月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- ▶ **三月以上延滞債権**
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権を除く）
- ▶ **貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権を除く）
- ▶ **正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

有価証券計数

種類別有価証券平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度	増 減
国債	324,094	396,575	72,480
地方債	38,729	37,237	△ 1,491
社債	78,818	83,837	5,019
株式	9,700	9,464	△ 236
外国証券	216,412	213,877	△ 2,535
その他の証券	125,612	119,237	△ 6,374
合 計	793,368	860,229	66,861

有価証券残存期間別残高

(単位: 百万円)

種 類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合 計
令和3年度								
国債	5,000	25,266	15,285	18,585	74,667	285,041	—	423,848
地方債	13,321	1,247	1,247	6,309	12,171	5,164	—	39,462
社債	13,902	25,397	28,800	6,109	3,292	—	—	77,501
株式	—	—	—	—	—	—	9,590	9,590
外国証券	7,253	66,590	46,560	80,174	36,116	5,570	—	242,266
その他の証券	—	11,362	12,466	10,030	32,522	5,530	56,351	128,263
合 計	39,478	129,864	104,360	121,210	158,770	301,306	65,941	920,932
令和4年度								
国債	13,044	14,123	20,334	25,873	90,501	206,304	—	370,181
地方債	623	1,247	6,393	4,557	17,871	4,540	—	35,234
社債	7,499	35,998	34,506	4,693	10,960	—	—	93,658
株式	—	—	—	—	—	—	9,415	9,415
外国証券	10,921	36,011	33,494	33,769	46,145	9,875	—	170,218
その他の証券	5,035	7,995	7,494	10,506	12,030	322	53,226	96,611
合 計	37,125	95,376	102,223	79,400	177,509	221,042	62,641	775,320

※ 残高は貸借対照表計上額ではなく、取得価額（取得原価又は償却原価）により表示しています。

種類別商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

有価証券等の時価情報

1. 有価証券

① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864	56,101	60,479	4,378
	地方債	19,174	19,635	460	9,379	9,729	350
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	30,409	30,743	333	16,806	16,938	132
	外国証券	4,600	4,624	24	400	401	1
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	102,834	108,518	5,683	82,686	87,549	4,862
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	外国証券	1,000	993	△ 6	2,200	2,195	△ 4
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	1,000	993	△ 6	2,200	2,195	△ 4
合 計		103,834	109,511	5,677	84,886	89,744	4,857

※ 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得原価又は償却原価を貸借対照表計上額としています。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116	12,342	6,855	5,487
	債券	266,016	254,005	12,010	136,834	128,399	8,434
	国債	255,588	243,613	11,975	118,886	110,507	8,378
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	10,427	10,392	35	17,947	17,891	56
	その他	255,391	220,765	34,625	156,043	127,572	28,471
	外国証券	155,572	142,054	13,517	94,142	82,880	11,262
	その他の証券	99,818	78,710	21,108	61,900	44,692	17,208
	小 計	533,338	481,585	51,752	305,220	262,827	42,393
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,444	2,775	△ 331	2,292	2,559	△ 267
	債券	183,887	188,572	△ 4,685	275,278	288,388	△ 13,110
	国債	127,275	131,584	△ 4,309	191,565	203,572	△ 12,007
	地方債	20,013	20,287	△ 274	25,083	25,855	△ 772
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	36,598	36,700	△ 101	58,630	58,960	△ 330
	その他	135,786	144,164	△ 8,377	126,203	136,657	△ 10,453
	外国証券	89,724	94,611	△ 4,886	79,540	84,738	△ 5,197
	その他の証券	46,061	49,552	△ 3,491	46,663	51,918	△ 5,255
	小 計	322,117	335,512	△ 13,394	403,774	427,605	△ 23,830
合 計		855,456	817,098	38,358	708,995	690,433	18,562

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

2. 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	1,864	—	1,804	—

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和3年度					令和4年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134	133,985	134,236	△ 250	3,171	△ 3,422

※ 1. 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれの「差額」の内訳です。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

① 金利関連取引

該当する取引はありません。

② 通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和3年度			令和4年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	105,414	△ 5,965	△ 5,965	40,197	△ 703	△ 703
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	合 計		105,414	△ 5,965	△ 5,965	40,197	△ 703	△ 703

※ 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益総括表

（単位：百万円）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
資金運用収支	8,194	8,538	344
役務取引等収支	142	29	△ 112
その他事業収支	3,388	574	△ 2,813
事業粗利益	11,724	9,141	△ 2,582
（事業粗利益率）	（ 0.27% ）	（ 0.22% ）	（ △ 0.05P ）

※ 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 *金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託平均残高 × 資金調達勘定利回り
 資金調達勘定利回り = 資金調達費用 / 資金調達勘定平均残高
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高* × 100
 *資金運用勘定平均残高 = 預け金 + 買入金銭債権 + 有価証券 + 貸出金 + 従業員貸付金

事業純益（法定）

（単位：百万円）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
事業純益	7,252	4,918	△ 2,333
実質事業純益	7,266	4,742	△ 2,523
コア事業純益	6,096	5,025	△ 1,070
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	7,413	6,848	△ 565

※ 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
総資産経常利益率	0.16%	0.14%	△ 0.02P
純資産経常利益率	2.77%	2.29%	△ 0.48P
総資産当期純利益率	0.13%	0.12%	△ 0.01P
純資産当期純利益率	2.28%	1.96%	△ 0.32P

- ※ 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高 (債務保証見返を除く) × 100
2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 総資産平均残高 (債務保証見返を除く) × 100
4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金 (税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円)

項 目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	4,236,500	27,221	0.64%	4,082,864	26,612	0.65%
うち預け金	2,954,246	14,866	0.50%	2,739,815	12,738	0.47%
うち有価証券	793,368	9,158	1.15%	860,229	10,591	1.23%
うち貸出金	466,277	3,139	0.67%	466,914	3,242	0.69%
資金調達勘定	4,140,018	19,026	0.46%	3,984,254	18,074	0.45%
うち貯金・定期積金	4,047,731	19,430	0.48%	3,969,879	18,579	0.47%
うち譲渡性貯金	53,893	79	0.15%	51,041	68	0.13%
うち借入金	131,258	—	—	70,843	—	—
総資金利ざや	—	—	0.08%	—	—	0.09%

- ※ 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率*
*資金調達原価率 = (資金調達費用 + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高 - 金銭の信託運用見合額) × 100
資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の「平均残高」及び「利息」は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取利息・支払利息の増減額

(単位: 百万円)

項 目	令和3年度 増減額	令和4年度 増減額
受取利息	△ 661	△ 608
うち預け金	△ 68	△ 2,128
うち有価証券	△ 520	1,432
うち貸出金	△ 77	102
支払利息	△ 1,468	△ 952
うち貯金・定期積金	△ 1,385	△ 850
うち譲渡性貯金	△ 16	△ 10
うち借入金	△ 36	—
差引	807	344

- ※ 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯貸率・貯証率

区 分		令和3年度	令和4年度	増 減
貯貸率	期 末	11.7%	12.3%	0.6P
	期中平均	11.4%	11.6%	0.2P
貯証率	期 末	24.1%	20.3%	△ 3.8P
	期中平均	19.3%	21.4%	2.1P

- ※ 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

連結情報

グループの事業系統図



子会社等の概況

会社名	株式会社静岡県信連ビジネスサービス
所在地	静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
設立年月日	平成9年10月1日
資本金	30百万円
事業の内容	静岡県信連から委託を受けた次の業務 ①現金整理管理 ②手形交換管理 ③為替決済 ④口座振替依頼書管理 ⑤自動振替・EB
当会の議決権比率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	100.0%(100.0%)

事業の概況

令和4年度の当会の連結決算は、子会社1社(株式会社静岡県信連ビジネスサービス)を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益52,369百万円、連結当期剰余金5,171百万円、連結純資産274,000百万円、連結総資産4,233,476百万円で、連結自己資本比率は15.37%となりました。

株式会社静岡県信連ビジネスサービス

県下JA及び当会の現金整理・手形交換・口座振替等の事務作業を受託しており、県域での集中化を行うことにより、業務の効率化に寄与しています。

具体的には、更なるJA事務の合理化・効率化に向け、非

対面チャネルの強化支援（JAデータ伝送サービス（ADP）、法人JAネットバンクへの移行等）に対応するとともに、JAの事務不備低減に向け、県域集中業務通信の発行や研修会等を通じた効果的な業務指導・情報還元を行いました。

《主要業務の実績（手数料収入）》

（単位：百万円）

項 目	令和3年度	令和4年度	増 減
現金整理等	30	31	1
手形交換等	26	28	1
為替決済	44	46	1
データ登録	87	92	4
自動振替・EB	49	52	2
事務委託	37	37	△ 0

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円）

項 目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
連結経常収益	42,244	40,477	39,888	42,624	52,369
連結経常利益	6,098	5,595	5,687	7,287	6,027
連結当期剰余金	4,871	4,861	4,245	5,994	5,171
連結純資産額	234,299	228,296	293,317	288,838	274,000
連結総資産額	4,467,307	4,510,782	4,510,180	4,473,593	4,233,476
連結自己資本比率	14.40%	13.56%	15.35%	15.62%	15.37%

※ 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しています。

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)	科 目	令和3年度 (令和4年3月31日)	令和4年度 (令和5年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	7,260	5,646	貯金	3,932,984	3,852,029
預け金	2,736,520	2,639,289	譲渡性貯金	54,349	50,389
買入金銭債権	9,832	7,294	債券貸借取引受入担保金	57,979	—
金銭の信託	117,671	135,789	借入金	109,400	39,100
有価証券	959,290	793,882	代理業務勘定	12	0
貸出金	467,104	478,127	その他負債	9,743	3,761
その他資産	8,208	7,557	諸引当金	7,233	6,923
有形固定資産	3,056	1,437	退職給付に係る負債	1,319	1,300
建物	1,724	571	繰延税金負債	9,560	3,962
土地	1,001	691	債務保証	2,170	2,010
リース資産	262	140	負債の部合計	4,184,754	3,959,476
その他の有形固定資産	67	33	〈純資産の部〉		
無形固定資産	635	420	出資金	161,302	161,302
ソフトウェア	582	420	利益剰余金	99,048	99,324
その他の無形固定資産	52	0	子会社の所有する親連合会 出資金	△ 4	△ 0
外部出資	169,177	169,139	会員資本合計	260,346	260,626
繰延税金資産	43	10	その他有価証券評価差額金	28,492	13,373
債務保証見返	2,170	2,010	評価・換算差額等合計	28,492	13,373
貸倒引当金	△ 7,379	△ 7,128	純資産の部合計	288,838	274,000
資産の部合計	4,473,593	4,233,476	負債及び純資産の部合計	4,473,593	4,233,476

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)	令和4年度 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)
経常収益	42,624	52,369
資金運用収益	27,213	26,612
貸出金利息	3,132	3,242
預け金利息	80	54
有価証券利息配当金	9,158	10,591
その他受入利息	14,842	12,724
(うち受取奨励金)	(12,796)	(11,353)
(うち特別配当金)	(1,989)	(1,331)
役務取引等収益	1,689	1,662
その他事業収益	11,839	21,655
その他経常収益	1,882	2,439
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(249)
経常費用	35,337	46,342
資金調達費用	19,521	18,658
貯金利息	88	86
譲渡性貯金利息	79	68
その他支払利息	19,353	18,503
(うち支払奨励金)	(19,342)	(18,493)
役務取引等費用	1,201	1,386
その他事業費用	8,650	21,080
経費	4,472	4,628
その他経常費用	1,492	589
(うち貸倒引当金繰入額)	(324)	(-)
経常利益	7,287	6,027
特別損失	3	4
固定資産処分損	3	4
税金等調整前当期利益	7,283	6,022
法人税、住民税及び事業税	1,391	748
法人税等調整額	△ 102	101
法人税等合計	1,288	850
当期利益	5,994	5,171
当期剰余金	5,994	5,171

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
〈資本剰余金の部〉		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
〈利益剰余金の部〉		
1 利益剰余金期首残高	96,191	99,048
2 利益剰余金増加高	5,994	5,171
当期剰余金	5,994	5,171
3 利益剰余金減少高	3,138	4,896
配当金	3,138	3,502
連結除外による利益剰余金減少高	—	1,394
4 利益剰余金期末残高	99,048	99,324

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和3年度	令和4年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	7,283	6,022
減価償却費	524	347
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	302	△ 251
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	60	△ 19
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	323	△ 310
資金運用収益	△ 27,213	△ 26,612
資金調達費用	19,521	18,658
有価証券関係損益 (△は益)	△ 161	△ 350
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 1,246	△ 1,123
外部出資関係損益 (△は益)	0	－
為替差損益 (△は益)	△ 3,092	△ 16,967
固定資産処分損益 (△は益)	3	4
貸出金の純増 (△)減	7,545	△ 11,022
預け金の純増 (△)減	130,000	170,000
貯金の純増減 (△)	△ 54,252	△ 84,915
借入金の純増減 (△)	△ 37,600	△ 70,300
債券貸借取引受入担保金の純増減	57,979	△ 57,979
事業分量配当金の支払額	△ 1,139	△ 1,503
その他	△ 19	△ 1,173
資金運用による収入	28,521	28,266
資金調達による支出	△ 19,637	△ 18,680
小 計	107,704	△ 67,911
法人税等の支払額	△ 1,391	△ 980
事業活動によるキャッシュ・フロー	106,313	△ 68,892
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 271,242	△ 223,128
有価証券の売却による収入	189,125	341,698
有価証券の償還による収入	18,806	40,077
金銭の信託の増加による支出	△ 21,255	△ 25,359
金銭の信託の減少による収入	5,442	6,055
買入金銭債権の取得による支出	△ 147,013	△ 104,408
買入金銭債権の償還による収入	148,345	106,946
固定資産の取得による支出	△ 186	△ 93
固定資産の売却による収入	－	1,575
外部出資による支出	△ 12	0
外部出資の売却による支出	－	△ 1,317
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 77,992	142,045
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	－	0
出資配当金の支払額	△ 1,998	△ 1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,998	△ 1,998
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
V 現金及び現金同等物の増加額	26,322	71,154
VI 現金及び現金同等物の期首残高	62,454	88,776
VII 現金及び現金同等物の期末残高	88,776	159,931

連結注記表

【令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)】	【令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)】
1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 連結の範囲に関する事項 ①連結される子会社 2社 ・静岡コープサービス株式会社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス ②非連結の子会社及び子法人等はありません。 (2) 持分法の適用に関する事項 ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。 (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。	1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (1) 連結の範囲に関する事項 ①連結される子会社 1社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス ②非連結の子会社及び子法人等はありません。 なお、当連結会計年度において、当会が保有する静岡コープサービス株式の発行済普通株式の全部を譲渡したため、同社を連結の範囲から除外しております。 (2) 持分法の適用に関する事項 ①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 ②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。 (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、3月末日です。 (4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。 (5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。 (6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。
2. 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・その他有価証券 …… 時価のあるもの …… 原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 …… 原価法(売却原価は移動平均法により算定) なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 建 物 19年～65年 そ の 他 5年～20年 (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。 なお、残存価額については、零としています。 (8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。	2. 重要な会計方針に関する事項 (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・売買目的有価証券 …… 時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法 ・その他有価証券 …… 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。 ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりです。 建 物 19年～65年 そ の 他 5年～20年 (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。 なお、残存価額については、零としております。 (8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先	……	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	……	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	……	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	……	貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	……	要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
正常先	……	業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。

また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額にて計上しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(11) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。

(9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先	……	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	……	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	……	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	……	貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業績が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	……	要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
正常先	……	業績が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しております。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2百万円です。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しております。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

(11) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っております。

3. 会計方針の変更に関する事項

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月28日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号

3. 会計方針の変更に関する事項

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。
これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。

4. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 計算書類等に計上した金額
貸倒引当金計上額 7,379 百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
- ①見積金額の算出に用いた仮定
当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴うまん延防止等重点措置の適用による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。
また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。
- ②見積金額の算出方法
貸倒引当金の算定方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」の「(9)引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を足許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。
なお、当連結会計年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。
- ③翌年度の計算書類等に与える影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りに関する事項

- (1) 計算書類等に計上した金額
貸倒引当金計上額 7,128 百万円
- (2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報
- ①見積金額の算出に用いた仮定
当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動停滞等による貸出先の返済能力への影響等が一定程度懸念されますが、債務者区分等への大きな影響はないとの仮定を置いております。
また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。
- ②見積金額の算出方法
貸倒引当金の算定方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」の「(9)引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を足許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。
なお、当連結会計年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。
- ③翌年度の計算書類等に与える影響
新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,012 百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
- | | |
|------|-------------|
| 有価証券 | 144,294 百万円 |
| 貸出金 | 20,000 百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-------------|-------------|
| 借入金 | 109,400 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 57,979 百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。
なお、これらの資産に対応する債務はありません。
また、その他資産には、敷金及び保証金 14 百万円が含まれています。
- (3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計 86,491 百万円含まれています。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 2 百万円 |
| 危険債権額 | 7,634 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 0 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 0 百万円 |
| 合計額 | 7,636 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に

5. 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,670 百万円です。
- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
- | | |
|------|------------|
| 有価証券 | 32,520 百万円 |
|------|------------|
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|-----|------------|
| 借入金 | 39,100 百万円 |
|-----|------------|
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。
なお、これらの資産に対応する債務はありません。
また、その他資産には、敷金及び保証金 13 百万円が含まれております。
- (3) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。
- (5) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | － 百万円 |
| 危険債権額 | 7,610 百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | － 百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | － 百万円 |
| 合計額 | 7,610 百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に

有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (表示方法の変更) 令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行) (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は234百万円です。 (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,511百万円です。 (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金55,747百万円が含まれています。	有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (6) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は299百万円です。 (7) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、160,491百万円です。 (8) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金55,747百万円が含まれております。
6. 連結損益計算書に関する事項	6. 連結損益計算書に関する事項
貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。	貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しております。相殺した金額は2百万円です。
7. 金融商品に関する事項	7. 金融商品に関する事項
(1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。 ③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。 貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。	(1) 金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余裕資金を当会がお預かりする仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っております。また、余裕資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。 貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しております。 ③金融商品に係るリスク管理体制 a信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しております。 貸出金管理では、各営業部署が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っております。 また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っております。 これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しております。 なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しております。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、85,904百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

b 市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しております。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っております。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しております。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しております。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っております。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っております。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っております。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しております。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当連結会計年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、70,346百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しております。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しております。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)			
科 目	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預け金	2,736,520	2,736,542	22
買入金銭債権	9,832	9,827	△ 5
満期保有目的	9,832	9,827	△ 5
金銭の信託	117,671	117,671	—
運用目的の金銭の信託	1,864	1,864	—
その他の金銭の信託	115,807	115,807	—
有価証券	959,290	964,967	5,677
満期保有目的の債券	103,834	109,511	5,677
その他の有価証券	855,456	855,456	—
貸出金	467,604	—	—
貸倒引当金	△ 7,342	—	—
貸倒引当金控除後	460,261	463,161	2,899
資産計	4,283,576	4,292,169	8,593
貯金	3,987,334	3,987,408	73
借入金	109,400	109,400	—
債券貸借取引受入担保金	57,979	57,979	—
負債計	4,154,713	4,154,787	73

デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(5,965)	(5,965)	—
デリバティブ取引計	(5,965)	(5,965)	—

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金500百万円を含めています。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金54,349百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日) 第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)			
科 目	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
預け金	2,639,289	2,639,034	△ 255
買入金銭債権	7,294	7,291	△ 3
満期保有目的	7,294	7,291	△ 3
金銭の信託	135,789	135,789	—
運用目的の金銭の信託	1,804	1,804	—
その他の金銭の信託	133,985	133,985	—
有価証券	793,882	798,740	4,857
満期保有目的の債券	84,886	89,744	4,857
その他の有価証券	708,995	708,995	—
貸出金	478,127	—	—
貸倒引当金	△ 7,095	—	—
貸倒引当金控除後	471,031	472,472	1,440
資産計	4,047,289	4,053,328	6,039
貯金	3,902,418	3,902,107	△ 311
借入金	39,100	39,077	△ 22
負債計	3,941,518	3,941,184	△ 334

デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されて いないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されて いるもの	(703)	(703)	—
デリバティブ取引計	(703)	(703)	—

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金50,389百万円を含めております。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OIS という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託であり、かつ、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は169,177百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

なお、外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,736,520	—	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	39,685	47,780	75,301
満期保有目的の債券	29,385	4,587	7,287
その他有価証券のうち満期があるもの	10,300	43,193	68,014
貸出金	106,896	65,652	44,842
合 計	2,883,102	113,433	120,143

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	—	9,832
満期保有目的	—	—	9,832
有価証券	42,033	52,806	523,460
満期保有目的の債券	5,987	87	54,780
その他有価証券のうち満期があるもの	36,046	52,719	468,680
貸出金	44,679	36,534	168,499
合 計	86,712	89,340	701,792

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越40,357百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は169,139百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めておりません。

(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。
2. 前連結会計年度および当連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
3. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号2022年10月28日）第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,619,289	20,000	—
買入金銭債権	—	—	—
満期保有目的	—	—	—
有価証券	32,439	58,608	32,725
満期保有目的の債券	4,587	7,287	5,987
その他有価証券のうち満期があるもの	27,852	51,321	26,738
貸出金	120,451	58,034	53,322
合 計	2,772,181	136,643	86,047

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	—	—	—
買入金銭債権	—	830	6,464
満期保有目的	—	830	6,464
有価証券	44,247	54,809	450,398
満期保有目的の債券	87	5,587	59,793
その他有価証券のうち満期があるもの	44,160	49,222	390,605
貸出金	40,799	44,898	160,620
合 計	85,047	100,538	617,483

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越39,857百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めております。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,932,016	552	362
譲渡性貯金	54,349	—	—
借入金	70,300	24,400	14,700
債券貸借取引受入担保金	57,979	—	—
合 計	4,114,645	24,952	15,062

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	30	22	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—	—
合 計	30	22	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)			
科 目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,851,298	450	255
譲渡性貯金	50,049	340	—
借入金	24,400	14,700	—
合 計	3,925,747	15,490	255

科 目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	25	0	—
譲渡性貯金	—	—	—
借入金	—	—	—
合 計	25	0	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864
	地方債	19,174	19,635	460
	社債	30,409	30,743	333
	その他	5,567	5,594	26
	小計	103,801	109,487	5,685
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	9,865	9,850	△ 14
	小計	9,865	9,850	△ 14
合 計		113,666	119,338	5,671

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116
	債券	421,588	396,060	25,528
	国債	255,588	243,613	11,975
	地方債	—	—	—
	社債	10,427	10,392	35
	その他	155,572	142,054	13,517
	その他	99,818	78,710	21,108
	小計	533,338	481,585	51,752
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	2,444	2,775	△ 331
	債券	273,611	283,184	△ 9,572
	国債	127,275	131,584	△ 4,309
	地方債	20,013	20,287	△ 274
	社債	36,598	36,700	△ 101
	その他	89,724	94,611	△ 4,886
	その他	46,061	49,552	△ 3,491
	小計	322,117	335,512	△ 13,394
合 計		855,456	817,098	38,358

(注) 上記差額合計から繰延税金負債債 10,427 百万円を差引いた金額 27,930 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	164	6	—
債 券	149,106	1,161	—
その他	7,136	293	—
合 計	156,407	1,460	—

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	56,101	60,479	4,378
	地方債	9,379	9,729	350
	社債	16,806	16,938	132
	その他	1,269	1,273	3
	小計	83,556	88,421	4,864
時価が 連結貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	8,625	8,614	△ 10
	小計	8,625	8,614	△ 10
合 計		92,181	97,035	4,853

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	株式	12,342	6,855	5,487
	債券	230,977	211,279	19,697
	国債	118,886	110,507	8,378
	地方債	—	—	—
	社債	17,947	17,891	56
	その他	94,142	82,880	11,262
	その他	61,900	44,692	17,208
	小計	305,220	262,827	42,393
連結貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	株式	2,292	2,559	△ 267
	債券	354,819	373,127	△ 18,307
	国債	191,565	203,572	△ 12,007
	地方債	25,083	25,855	△ 772
	社債	58,630	58,960	△ 330
	その他	79,540	84,738	△ 5,197
	その他	46,663	51,918	△ 5,255
	小計	403,774	427,605	△ 23,830
合 計		708,995	690,433	18,562

(注) 上記差額合計から繰延税金負債債 5,006 百万円を差引いた金額 13,555 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	415	156	17
債 券	277,942	7,267	7,433
その他	10,895	588	—
合 計	289,253	8,012	7,450

- (3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当連結会計年度における減損処理額は、213 百万円(うち、株式 213 百万円)です。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 1,864 百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円
- (2) その他の金銭の信託 (単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 210 百万円を差引いた金額 561 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

10. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	種 類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	為替予約	その他 有価証券	105,414	-	△ 5,965

11. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 ①採用している退職給付制度の概要
 職員等の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けています。
 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。
 当会有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,259 百万円
退職給付費用	180 百万円
退職給付の支払額	△ 35 百万円
制度への拠出額	△ 84 百万円
期末における退職給付に係る負債	1,319 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,528 百万円
共済会積立額	△ 1,208 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,319 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	180 百万円
----------------	---------

- (3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

なお、当連結会計年度において減損処理は行っておりません。

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 1,804 百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円
- (2) その他の金銭の信託 (単位: 百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	133,985	134,236	△ 250	3,171	△ 3,422

- (注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

10. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	種 類	主なヘッジ 対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価
ヘッジ対象に 係る損益を 認識する方法	為替予約	その他 有価証券	40,197	-	△ 703

11. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付
 ①採用している退職給付制度の概要
 職員等の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給与規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けております。
 また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しております。
 当会有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,281 百万円
退職給付費用	171 百万円
退職給付の支払額	△ 72 百万円
制度への拠出額	△ 80 百万円
期末における退職給付に係る負債	1,300 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,486 百万円
共済会積立額	△ 1,186 百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,300 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	171 百万円
----------------	---------

(2)

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて表示しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は28百万円です。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は291百万円です。

12. 税効果会計に関する事項

(1)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,640 百万円
貸出金償却超過額	2 百万円
賞与引当金超過額	39 百万円
退職給付に係る負債	364 百万円
相互援助積立金超過額	1,917 百万円
有価証券有税償却額	102 百万円
未払事業税	89 百万円
未払奨励金	425 百万円
その他	305 百万円
繰延税金資産小計	4,887 百万円
評価性引当額	△ 3,765 百万円
繰延税金資産合計（A）	1,122 百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円
その他	△ 0 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 10,638 百万円

繰延税金負債の純額（A）＋（B）
△ 9,516 百万円

(2)

法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 （調整）	27.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.2 %
事業分量配当金	△ 5.6 %
住民税均等割等	0.0 %
評価性引当額の増減	1.0 %
その他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7 %

13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	令和4年3月31日現在
現金及び預け金勘定	2,743,781 百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,655,004 百万円
現金及び現金同等物	88,776 百万円

(2)

人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて表示しております。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は28百万円です。

また、存続組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は256百万円です。

12. 税効果会計に関する事項

(1)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,570 百万円
貸出金償却超過額	5 百万円
賞与引当金超過額	37 百万円
退職給付に係る負債	356 百万円
相互援助積立金超過額	1,835 百万円
有価証券有税償却額	102 百万円
未払事業税	48 百万円
未払奨励金	420 百万円
その他	300 百万円
繰延税金資産小計	4,677 百万円
評価性引当額	△ 3,691 百万円
繰延税金資産合計（A）	986 百万円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 4,938 百万円
その他	△ 0 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 4,938 百万円

繰延税金負債の純額（A）＋（B）
△ 3,951 百万円

(2)

法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 （調整）	27.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 7.3 %
事業分量配当金	△ 5.0 %
住民税均等割等	0.0 %
評価性引当額の増減	△ 1.1 %
その他	△ 0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.1 %

13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	令和5年3月31日現在
現金及び預け金勘定	2,644,935 百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,485,004 百万円
現金及び現金同等物	159,931 百万円

連結事業年度のリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権の状況

連結によるリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権額の変更はありません。

事業の種類別情報

連結対象となる子会社等は、事業ごとにおける経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

確 認 書

1. 私は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されています。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和5年7月10日

静岡県信用農業協同組合連合会
代表理事 吉田 正吾

※ 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

業績

会計監査人の監査

当会の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度の計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書、注記表及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和5年5月17日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、このディスクロージャー等そのものについては監査を受けておりません。